

議員提出議案第十二号

文京区訪問介護生活援助サービスに関する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区議会議員

藤原美佐



金子てるよ



萬立幹



国府田久美



板倉美千



島元雅



文京区議会議長 殿



## 文京区訪問介護生活援助サービスに関する条例

### (目的)

第一条 この条例は、同居家族等の存在により介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の規定に基づき生活援助サービスの利用を制限される者のうち当該同居家族からの介護を受けることが困難である者（以下「要援助高齢者等」という。）に対し、その世帯の需要に即した生活援助サービスを提供する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該要援助高齢者等の在宅生活の継続を支援するとともに、同居家族等の介護負担の軽減を図ることを目的とする。

### (対象者)

第二条 事業の対象者は、区の区域内に居住する区が行う介護保険の被保険者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、区長が必要であると認められた者については、この限りでない。

- 一 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項各号及び第二条第一項第二号の規定により要介護一から五まで及び要支援二のいずれかと認定された者
- 二 同居家族等がいることにより、法第八条第二項に規定する訪問介護に係るサービス中の生活援助サービスの一部若しくは一部又は法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業を利用できない者

三 同居家族等からの介護を受けることが困難な者

四 生活援助サービスが必要であると認められる者

### (事業内容)

第三条 事業においては、次に掲げる生活援助サービスのうち当該要援助高齢者等の需要に即したものを提供する。ただし、法に規定する生活援助サービスを受けることができるときは、当該サービスを除くものとする。

- 一 食事の準備及び調理
- 二 洗濯並びに衣服の整理及び補修

三 居室等の掃除

四 その他要援助高齢者等及び同居家族等が行うことが困難な日常生活上必要な家事

(委託)

第四条 区長は、事業による生活援助サービスの提供について法第四十一条第一項の規定により東京都知事の指  
定を受けた者に委託することができる。

(申請)

第五条 事業を利用しようとする者は、規則に定める申請書を区長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第六条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、資格要件を審査の上、事業の利用の可否を決定し、利  
用が適当であると認めるときは、前条の申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、利用が不相当であると認めるときは、不承認の旨を申請者に通知するものとな  
る。

(利用回数及び利用時間)

第七条 事業の利用回数は、週三回以内とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 事業の利用時間は、午前八時から午後六時までの間において、一回につき一時間から二時間三十分までとな  
る。

(費用負担)

第八条 第六条第一項の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、規則で定める利  
用者負担額を支払わなければならない。

(届出)

第九条 利用者又はその家族は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに区長に届け出なければならない。  
い。

一 利用者が居住地を変更したとき。

- 二 利用者が要介護認定又は要支援認定で該当しないと判定されたとき。
- 三 利用者が受けることができる介護保険の生活援助サービスに変更があるとき。
- 四 利用者が病院等に入院し、又は老人ホーム等に入所したとき。
- 五 利用者が死亡したとき。
- 六 利用者が事業の利用を辞退するとき。

(利用の取消し)

第十条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

- 一 前条の規定による届出により、利用が不必要であると認められたとき。
- 二 前条第一号から第五号までのいずれかに該当することが判明し、利用が不適当であると認められたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、利用が不適当であると認められたとき。
- 2 区長は、前項の規定により利用を取り消したときは、利用者へ通知するものとする。

(委任)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(説 明)

同居家族等がいるために介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定に基づく生活援助サービスが受けられず、仕事などのために同居家族等の介護も困難な、要介護一から五まで又は要支援二と認定された高齢者に、文京区独自に必要な生活援助サービスを提供することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援し、家族の介護負担を軽減するため、本案を提出いたします。